

# 令和2年度 鹿児島地方最低賃金審議会

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

## 第 1 回

日時：令和2年10月2日(金)午前10時00分～

場所：鹿児島合同庁舎 第2会議室

鹿児島労働局

— 議 題 —

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 最低賃金を決定する場合の確認事項について
- 3 「産業別最低賃金から除外する手当」と「適用除外となる労働者」の取扱いについて
- 4 実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程等について
- 6 審議に当たっての労使各側の基本的考え方について
- 7 その他

— 資 料 —

資料番号	資 料 項 目
1	鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿
2	鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書（写）
3	鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）
4	鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写）
5	令和2年度運営小委員会における労働者及び使用者代表委員の主張（要旨）
6	鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写）
7	最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
8	令和元年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）
9-(1)	令和2年度電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金基礎調査結果 労働者数復元
9-(2)	令和2年度電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金基礎調査結果 事業所数復元
10	鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改定状況の推移
11	令和2年度答申日別最短効力発生予定日一覧表
12	鹿児島県の最低賃金
13	令和2年度地域別最低賃金決定状況
14	鹿児島県金融経済概況（日本銀行鹿児島支店）
15	県内景況（株鹿児島銀行 株九州経済研究所）

鹿兒島地方最低賃金審議会  
鹿兒島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

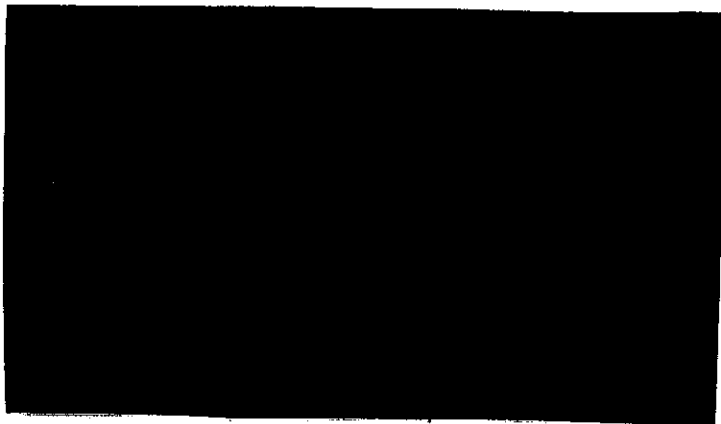
令和2年9月11日任命

区分	氏名	現職	備考
公益委員	石塚 孔信	鹿兒島大学法文学部法経社会学科教授	
	山口 政幸	弁護士	
	山本 晃正	鹿兒島国際大学経済学部経営学科教授	
労働者代表委員	下小 蘭祐一	大口電子労働組合 執行委員長 基幹労連鹿兒島県本部 委員長 連合鹿兒島 執行委員	
	堀 雄一	京セラ労働組合同分支部 支部長	
	三浦 辰男	連合鹿兒島北薩地域協議会 事務局長 電機連合熊本地方協議会鹿兒島懇談会 最賃専門委員	
使用者代表委員	重田 幸男	京セラ株式会社鹿兒島川内工場 工場長	
	田代 充明	株式会社岡野エレクトロニクス 執行役員管理部長	
	濱上 剛一郎	鹿兒島県経営者協会専務理事	

(五十音順、敬称略)

2020年7月10日

鹿児島労働局長  
小林 剛 殿



### 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

#### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
鹿児島県において、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者13,467人
2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名  
鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申し出の内容  
上記2の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 7,236人

= 53.73%

鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、13,467人 概ね3分の1以上  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者  
に使用される労働者数

(最も低い) 労働協約の金額 = 917円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 812円/時間

5. 添付書類

労働協約の写し、申出合意書及び委任状、鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当核労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

以上

鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業場数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

1. 鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数

産業別最低賃金	適用事業場数	適用労働者数
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	120事業場	13,467人

2. 上記のうち賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

事業場名	組合名	適用労働者数
		3,546
		2,876
		383
		50
		381
5事業場	5組合	7,236

以上



鹿労発基 0728 第 1 号  
令和 2 年 7 月 28 日

鹿児島地方最低賃金審議会  
会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長  
小林 剛



鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械  
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和2年7月10日付けをもって申出代表者京セラ労働組合同分支部支部長堀雄一及び  
パナソニックデバイス SUNX 九州労働組合執行委員長坂口浩太郎から最低賃金法（昭和  
34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・  
デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児  
島労働局最低賃金公示第4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規  
定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

令和2年8月25日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 竹中 啓之

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月28日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員            竹中 啓之            山口 政幸            山本 晃正

労働者代表委員            喜納 浩信            新内 親典            日高 実禎

使用者代表委員            岩重 昌勝            内 道雄            濱上 剛一郎



## 令和2年度運営小委員会における労使の主な主張

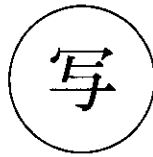
### 《電気機械器具関係》

#### ○ 労働者側の主張

- ① 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、各企業とも非常に厳しい状況で、先行きも見通せないことは労働組合も十分理解している。同じように、労働者も苦しい環境下にあることを、共有して欲しい。
- ② 基本的な考え方として、電機連合の統一闘争の成果を電機産業で働くすべての労働者に波及させることが重要だと考えている。2020年闘争において、企業内最低賃金の水準改訂を行い、多くの組合で18歳見合いの新水準は1000円の引上げとなり、月額164,000円に改定された。これを労働協約が無い全ての労働者にも波及させたい。
- ③ 鹿児島県の電機産業の状況は、製造業全体に占める占有率で、従業員数(21.11% 全国7位)、製造品出荷額(21.26% 全国14位)、付加価値額(35.25% 全国3位)のどれをとっても占有率が大きく、鹿児島県の主力産業として、経済における重要な役割を担っている。
- ④ 電機産業は、大手から中小零細の下請まで非常に裾野の広い産業でもある。電機産業の持続的な発展に向けた人材確保及び電機産業で働くことの安心感の観点からも、産業別最低賃金の引き上げの必要性を強く訴えたい。

#### ○ 使用者側の主張

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済状況が非常に厳しい。関係労使がその危機感を共有して、労使ともに意識のベクトルは一緒だと思うので、電機産業の位置づけや抱える問題点を意見交換する場として、専門部会を設けて審議することについては異論が無い。



令和2年8月25日

鹿児島労働局長

小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和2年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



鹿労発基 0825 第 2 号  
令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島地方最低賃金審議会  
会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長  
小林 剛 印

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 4 号）

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 2 号）

令和元年度 産業別最低賃金決定状況 (全国・ランク別)

電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係

目安 ランク	都道府県名	改正後 (円)	改正前 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	元年度最賃 改正額		効力発生年月日	備 考
						時間額 (円)	引上額 (円)		
A	埼玉	951	930	21	2.26	926	28	R1.12.1	
	千葉	951	928	23	2.48	923	28	R1.12.25	
	東京		829			1013	28	H22.12.31	精密機器を含む
	神奈川		890			1011	28	H27.3.1	
	愛知	901	901	0	0.00	926	28	H30.12.16	
	大阪	965	937	28	2.99	964	28	R1.12.1	
B	茨城	901	877	24	2.74	849	27	R1.12.31	精密機器を含む
	栃木	910	889	21	2.36	853	27	R1.12.31	
	富山	849	823	26	3.16	848	27	R1.12.19	
	山梨	913	890	23	2.58	837	27	R2.1.12	
	長野	892	872	20	2.29	848	27	R1.11.27	精密機器を含む
	静岡	919	900	19	2.11	885	27	R1.12.21	
	三重	905	886	19	2.14	873	27	R1.12.21	
	滋賀	914	894	20	2.24	866	27	R1.12.29	精密機器を含む
	京都	936	919	17	1.85	909	27	R1.12.22	
	兵庫	900	873	27	3.09	899	28	R1.12.1	
	広島	895	873	22	2.52	871	27	R1.12.31	
C	北海道	894	868	26	3.00	861	26	R1.12.1	
	宮城	862	841	21	2.50	824	26	R1.12.15	
	群馬	908	886	22	2.48	835	26	R1.12.28	
	新潟	908	890	18	2.02	830	27	R1.12.31	
	石川	868	847	21	2.48	832	26	R1.12.31	
	福井	857	840	17	2.02	829	26	R1.12.24	
	岐阜	886	866	20	2.31	851	26	R1.12.21	
	奈良	882	865	17	1.97	837	26	R1.12.25	
	岡山	878	854	24	2.81	833	26	R1.12.25	
	山口	892	865	27	3.12	829	27	R1.12.15	
	徳島	885	862	23	2.67	793	27	R1.12.21	
	香川	883	862	21	2.44	818	26	R1.12.15	
	福岡	926	905	21	2.32	841	27	R1.12.10	
D	青森	829	806	23	2.85	790	28	R1.12.21	
	岩手	818	796	22	2.76	790	28	R1.12.28	
	秋田	833	808	25	3.09	790	28	R1.12.25	
	山形	843	821	22	2.68	790	27	R1.12.25	
	福島	833	815	18	2.21	798	26	R1.12.22	
	鳥取	807	790	17	2.15	790	28	R1.12.28	
	島根	822	800	22	2.75	790	26	R1.11.28	
	愛媛	892	870	22	2.53	790	26	R1.12.25	
	高知	793	788	5	0.63	790	28	R1.12.29	
	佐賀	836	816	20	2.45	790	28	R1.12.22	
	長崎	833	808	25	3.09	790	28	R1.12.27	
	熊本	832	807	25	3.10	790	28	R1.12.15	
	大分	832	807	25	3.10	790	28	R1.12.25	
	宮崎	800	775	25	3.23	790	28	R1.12.27	
鹿児島	812	788	24	3.05	790	29	R1.12.19		

最低賃金引上額・率と影響率の関係表 労働者数復元

R2.7.31 現在の基礎調査に基づく

復元労働者数 2,613人

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

現行の最低賃金額 ¥812 未満労働者数  
未満率 1.30% 34人

時間額			影響率	未満労働者数
引上額	引上後の時間額	引上率		
¥1	¥813	0.12%	16.19%	423人
¥2	¥814	0.25%	16.30%	426人
¥3	¥815	0.37%	16.30%	426人
¥4	¥816	0.49%	16.57%	433人
¥5	¥817	0.62%	19.25%	503人
¥6	¥818	0.74%	19.25%	503人
¥7	¥819	0.86%	19.25%	503人
¥8	¥820	0.99%	19.25%	503人
¥9	¥821	1.11%	21.05%	550人
¥10	¥822	1.23%	21.05%	550人
¥11	¥823	1.35%	21.05%	550人
¥12	¥824	1.48%	21.05%	550人
¥13	¥825	1.60%	21.43%	560人
¥14	¥826	1.72%	21.66%	566人
¥15	¥827	1.85%	21.66%	566人
¥16	¥828	1.97%	21.66%	566人
¥17	¥829	2.09%	21.66%	566人
¥18	¥830	2.22%	21.66%	566人
¥19	¥831	2.34%	22.16%	579人
¥20	¥832	2.46%	22.16%	579人
¥21	¥833	2.59%	22.16%	579人
¥22	¥834	2.71%	22.16%	579人
¥23	¥835	2.83%	22.16%	579人
¥24	¥836	2.96%	22.39%	585人
¥25	¥837	3.08%	22.39%	585人
¥26	¥838	3.20%	22.39%	585人
¥27	¥839	3.33%	22.39%	585人
¥28	¥840	3.45%	22.39%	585人
¥29	¥841	3.57%	22.77%	595人
¥30	¥842	3.69%	23.04%	602人
¥31	¥843	3.82%	23.04%	602人
¥32	¥844	3.94%	23.04%	602人

総括表(1) (産業・就業形態別の資金調態別、規模別、地域別、年齢別)  
02年

産業：(全て) 電子部品・デバイス 就業形態：(全て) 労働者数倍元 雇別適用除外除く

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計		規模別					地域別					年齢別							
	1~9人	10~29人	30~99人	全県	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上										
計	117	618	1,878	2,613			29	2,100	275	209										
円	8	7	19	34				31		3										
811	(7.1)	(1.1)	(1.0)	(1.3)				(1.5)		(1.6)										
812	8	63	351	423				301	61	61										
	(7.1)	(10.3)	(18.7)	(16.2)				(14.3)	(22.2)	(29.4)										
813	8	67	351	426				301	61	65										
	(7.1)	(10.8)	(18.7)	(16.3)				(14.3)	(22.2)	(31.0)										
814	8	67	351	426				301	61	65										
	(7.1)	(10.8)	(18.7)	(16.3)				(14.3)	(22.2)	(31.0)										
815	8	67	358	433				301	61	71										
	(7.1)	(10.8)	(19.0)	(16.6)				(14.3)	(22.2)	(34.0)										
816	8	67	428	503				358	61	84										
	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.3)				(17.1)	(22.2)	(40.2)										
817	8	67	428	503				358	61	84										
	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.3)				(17.1)	(22.2)	(40.2)										
818	8	67	428	503				358	61	84										
	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.3)				(17.1)	(22.2)	(40.2)										
819	8	67	428	503				358	61	84										
	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.3)				(17.1)	(22.2)	(40.2)										
820	8	114	428	550				388	78	84										
	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.0)				(18.5)	(28.3)	(40.2)										
821	8	114	428	550				388	78	84										
	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.0)				(18.5)	(28.3)	(40.2)										
822	8	114	428	550				388	78	84										
	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.0)				(18.5)	(28.3)	(40.2)										
823	8	124	428	550				388	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(22.8)	(21.0)				(18.5)	(28.3)	(40.2)										
824	8	124	434	566				405	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.4)				(19.0)	(28.3)	(40.2)										
825	8	124	434	566				405	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.7)				(19.3)	(28.3)	(40.2)										
826	8	124	434	566				405	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.7)				(19.3)	(28.3)	(40.2)										
827	8	124	434	566				405	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.7)				(19.3)	(28.3)	(40.2)										
828	8	124	434	566				405	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.7)				(19.3)	(28.3)	(40.2)										
829	8	124	447	579				417	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(21.7)				(19.3)	(28.3)	(40.2)										
830	8	124	447	579				417	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)				(19.9)	(28.3)	(40.2)										
831	8	124	447	579				417	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)				(19.9)	(28.3)	(40.2)										
832	8	124	447	579				417	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)				(19.9)	(28.3)	(40.2)										
833	8	124	447	579				417	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)				(19.9)	(28.3)	(40.2)										
834	8	124	447	579				417	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)				(19.9)	(28.3)	(40.2)										
835	8	174	454	585				424	78	84										
	(7.1)	(20.0)	(24.1)	(22.4)				(20.2)	(28.3)	(40.2)										



最低賃金引上額・率と影響率の関係表

事業所数復元

R2.7.31 現在の基礎調査に基づく

復元労働者数

2,049人

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

現行の最低賃金額  
未 満 率

¥812  
1.27%

未満労働者数  
26人

時間額			影響率	未満労働者数
引上額	引上後の時間額	引上率		
¥1	¥813	0.12%	16.30%	334人
¥2	¥814	0.25%	16.40%	336人
¥3	¥815	0.37%	16.40%	336人
¥4	¥816	0.49%	16.69%	342人
¥5	¥817	0.62%	19.38%	397人
¥6	¥818	0.74%	19.38%	397人
¥7	¥819	0.86%	19.38%	397人
¥8	¥820	0.99%	19.38%	397人
¥9	¥821	1.11%	21.18%	434人
¥10	¥822	1.23%	21.18%	434人
¥11	¥823	1.35%	21.18%	434人
¥12	¥824	1.48%	21.18%	434人
¥13	¥825	1.60%	21.52%	441人
¥14	¥826	1.72%	21.77%	446人
¥15	¥827	1.85%	21.77%	446人
¥16	¥828	1.97%	21.77%	446人
¥17	¥829	2.09%	21.77%	446人
¥18	¥830	2.22%	21.77%	446人
¥19	¥831	2.34%	22.30%	457人
¥20	¥832	2.46%	22.30%	457人
¥21	¥833	2.59%	22.30%	457人
¥22	¥834	2.71%	22.30%	457人
¥23	¥835	2.83%	22.30%	457人
¥24	¥836	2.96%	22.55%	462人
¥25	¥837	3.08%	22.55%	462人
¥26	¥838	3.20%	22.55%	462人
¥27	¥839	3.33%	22.55%	462人
¥28	¥840	3.45%	22.55%	462人
¥29	¥841	3.57%	22.89%	469人
¥30	¥842	3.69%	23.13%	474人
¥31	¥843	3.82%	23.13%	474人
¥32	¥844	3.94%	23.13%	474人



02年  
 総括表(1)  
 時間当り所定内賃金額  
 (3手当を除く)

産業: (全て) 電子部品・デバイス 就業形態: (全て)

事業所数: 164  
 産別: 産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	規模別		地域別					年齢別				
	1~9人	10~29人	30~99人	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上			
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数			
計	78	478	1,493	2,049	23	1,645	217	164				
円	6	5	15	26		23		3				
811	(7.1)	(1.1)	(1.0)	(1.3)		(1.4)		(1.6)				
	6	49	279	334		237	48	48				
812	(7.1)	(10.3)	(18.7)	(16.3)		(14.4)	(22.3)	(29.6)				
	6	52	279	336		237	48	51				
813	(7.1)	(10.8)	(18.7)	(16.4)		(14.4)	(22.3)	(31.2)				
	6	52	279	336		237	48	51				
814	(7.1)	(10.8)	(18.7)	(16.4)		(14.4)	(22.3)	(31.2)				
	6	52	284	342		237	48	56				
815	(7.1)	(10.8)	(19.0)	(16.7)		(14.4)	(22.3)	(34.3)				
	6	52	340	397		283	48	66				
816	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.4)		(17.2)	(22.3)	(40.5)				
	6	52	340	397		283	48	66				
817	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.4)		(17.2)	(22.3)	(40.5)				
	6	52	340	397		283	48	66				
818	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.4)		(17.2)	(22.3)	(40.5)				
	6	52	340	397		283	48	66				
819	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.4)		(17.2)	(22.3)	(40.5)				
	6	88	340	434		306	61	66				
820	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.2)		(18.6)	(28.3)	(40.5)				
	6	88	340	434		306	61	66				
821	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.2)		(18.6)	(28.3)	(40.5)				
	6	88	340	434		306	61	66				
822	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.2)		(18.6)	(28.3)	(40.5)				
	6	88	340	434		306	61	66				
823	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.2)		(18.6)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	340	441		314	61	66				
824	(7.1)	(20.0)	(22.8)	(21.5)		(19.1)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	345	446		319	61	66				
825	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.8)		(19.4)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	345	446		319	61	66				
826	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.8)		(19.4)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	345	446		319	61	66				
827	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.8)		(19.4)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	345	446		319	61	66				
828	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.8)		(19.4)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	345	446		319	61	66				
829	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.8)		(19.4)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	355	457		329	61	66				
830	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.3)		(20.0)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	355	457		329	61	66				
831	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.3)		(20.0)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	355	457		329	61	66				
832	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.3)		(20.0)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	355	457		329	61	66				
833	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.3)		(20.0)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	355	457		329	61	66				
834	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.3)		(20.0)	(28.3)	(40.5)				
	6	96	360	462		334	61	66				
835	(7.1)	(20.0)	(24.1)	(22.5)		(20.3)	(28.3)	(40.5)				

835	462 (22.5)	6 (7.1)	96 (20.0)	360 (24.1)	462 (22.5)							334 (20.3)	61 (28.3)	66 (40.5)
836	462 (22.5)	6 (7.1)	96 (20.0)	360 (24.1)	462 (22.5)							334 (20.3)	61 (28.3)	66 (40.5)
837	462 (22.5)	6 (7.1)	96 (20.0)	360 (24.1)	462 (22.5)							334 (20.3)	61 (28.3)	66 (40.5)
838	462 (22.5)	6 (7.1)	96 (20.0)	360 (24.1)	462 (22.5)							334 (20.3)	61 (28.3)	66 (40.5)
839	462 (22.5)	6 (7.1)	96 (20.0)	360 (24.1)	462 (22.5)							334 (20.3)	61 (28.3)	66 (40.5)
840	469 (22.9)	6 (7.1)	98 (20.5)	366 (24.5)	469 (22.9)							342 (20.8)	61 (28.3)	66 (40.5)
841	474 (23.2)	6 (7.1)	98 (20.5)	371 (24.8)	474 (23.2)							347 (21.1)	61 (28.3)	66 (40.5)
842	474 (23.2)	6 (7.1)	98 (20.5)	371 (24.8)	474 (23.2)							347 (21.1)	61 (28.3)	66 (40.5)
843	474 (23.2)	6 (7.1)	98 (20.5)	371 (24.8)	474 (23.2)							347 (21.1)	61 (28.3)	66 (40.5)
844	479 (23.4)	6 (7.1)	98 (20.5)	376 (25.2)	479 (23.4)							352 (21.4)	61 (28.3)	66 (40.5)
845	2,049 (100.0)	78 (100.0)	478 (100.0)	1,493 (100.0)	2,049 (100.0)							1,645 (100.0)	217 (100.0)	164 (100.0)
平均金額	206,423	214,507	194,660	209,764	206,423							207,788	229,523	162,421
時間平均労働時間	1,222	1,410	1,135	1,240	1,222							1,226	1,343	1,036
月一人当たり労働時間数	168	149	171	168	168							169	170	155
第1.2.0分位数	812	765	812	812	812							812	812	812
第1.1.0分位数	812	917	812	812	812							812	812	812
第1.4分位数	850	1,250	855	844	850							860	820	812
中位数	1,080	1,281	1,051	1,077	1,080							1,136	900	812
四分位間差係数	0.2574	0.1887	0.2016	0.2704	0.2574							0.2468	0.4052	0.1700

【上段】

累積労働率

【下段】

累積係数

鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移  
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金(鹿児島県)

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	
最低賃金	日額 (円)	3,981	4,208	4,403	4,549	4,666	4,787	4,907	5,030	5,130	5,181	5,229	5,273																		
	時間額 (円)	498	526	551	569	584	599	614	629	642	648	659	659	659	660	661	664	668	677	685	688	692	696	700	710	720	732	745	765	788	812
未満率	18.4%	4.0%	8.9%	7.0%	5.9%	9.1%	14.3%	10.5%	11.8%	14.8%	13.6%	20.1%	24.7%	18.3%	8.8%	3.8%	11.85%	5.84%	6.78%	9.19%	10.70%	8.80%	9.02%	0.45%	0.00%	1.19%	5.06%	2.09%	0.32%	0.57	
影響率	46.0%	25.8%	28.6%	18.0%	16.3%	22.3%	25.7%	21.9%	25.0%	21.5%	18.9%	25.9%	24.7%	19.8%	9.9%	7.5%	15.73%	11.38%	11.73%	12.57%	15.07%	10.86%	14.33%	27.63%	42.94%	21.81%	18.67%	24.41%	19.95%	30.05%	

(参考)引上げ状況

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1		
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	日額 (円)	199	227	195	146	117	121	120	133	100	51	48	36	8																		
	率	5.26%	5.70%	4.63%	3.32%	2.57%	2.59%	2.51%	2.51%	1.90%	0.99%	0.93%	0.69%	0.15%																		
地域別	時間額 (円)	25	28	25	18	15	15	15	15	13	6	5	0	1	1	3	4	9	8	3	4	4	4	10	10	12	13	20	23	24		
	率	5.29%	5.62%	4.75%	3.27%	2.64%	2.57%	2.50%	2.44%	2.07%	0.93%	0.93%	0.76%	0.00%	0.15%	0.15%	0.45%	0.60%	1.18%	0.44%	0.58%	0.58%	0.57%	1.43%	1.41%	1.67%	1.78%	2.68%	3.01%	3.05%		



令和2年度答申要旨の公示日別最短期発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本庁で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

令和2年9月

15日 答申 (官報公示)	3営業日 異議申出 締切	7営業日 官報 締込	30日 官報 公示	発効
9月1日(火)	9月16日(水)	9月23日(水)	10月2日(金)	11月1日(日)
9月2日(水)	9月17日(木)	9月24日(木)	10月5日(月)	11月4日(水)
9月3日(木)	9月18日(金)	9月25日(金)	10月6日(火)	11月5日(木)
9月4日(金)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月5日(土)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月6日(日)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月7日(月)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月8日(火)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月9日(水)	9月24日(木)	9月29日(火)	10月8日(木)	11月7日(土)
9月10日(木)	9月25日(金)	9月30日(水)	10月9日(金)	11月8日(日)
9月11日(金)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月12日(土)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月13日(日)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月14日(月)	9月29日(火)	10月2日(金)	10月13日(火)	11月12日(木)
9月15日(火)	9月30日(水)	10月5日(月)	10月14日(水)	11月13日(金)
9月16日(水)	10月1日(木)	10月6日(火)	10月15日(木)	11月14日(土)
9月17日(木)	10月2日(金)	10月7日(水)	10月16日(金)	11月15日(日)
9月18日(金)	10月5日(月)	10月8日(木)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月19日(土)	10月5日(月)	10月8日(木)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月20日(日)	10月5日(月)	10月8日(木)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月21日(月)	10月6日(火)	10月9日(金)	10月20日(火)	11月19日(木)
9月22日(火)	10月7日(水)	10月12日(月)	10月21日(水)	11月20日(金)
9月23日(水)	10月8日(木)	10月13日(火)	10月22日(木)	11月21日(土)
9月24日(木)	10月9日(金)	10月14日(水)	10月23日(金)	11月22日(日)
9月25日(金)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月26日(土)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月27日(日)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月28日(月)	10月13日(火)	10月16日(金)	10月27日(火)	11月26日(木)
9月29日(火)	10月14日(水)	10月19日(月)	10月28日(水)	11月27日(金)
9月30日(水)	10月15日(木)	10月20日(火)	10月29日(木)	11月28日(土)

令和2年10月

15日 答申 (官報公示)	3営業日 異議申出 締切	7営業日 官報 締込	30日 官報 公示	発効
10月1日(木)	10月16日(金)	10月21日(水)	10月30日(金)	11月29日(日)
10月2日(金)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月2日(月)	12月2日(水)
10月3日(土)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月2日(月)	12月2日(水)
10月4日(日)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月2日(月)	12月2日(水)
10月5日(月)	10月20日(火)	10月23日(金)	11月4日(水)	12月4日(金)
10月6日(火)	10月21日(水)	10月26日(月)	11月5日(木)	12月5日(土)
10月7日(水)	10月22日(木)	10月27日(火)	11月6日(金)	12月6日(日)
10月8日(木)	10月23日(金)	10月28日(水)	11月9日(月)	12月9日(水)
10月9日(金)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月10日(土)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月11日(日)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月12日(月)	10月27日(火)	10月30日(金)	11月11日(水)	12月11日(金)
10月13日(火)	10月28日(水)	11月2日(木)	11月12日(木)	12月12日(土)
10月14日(水)	10月29日(木)	11月4日(金)	11月13日(金)	12月13日(日)
10月15日(木)	10月30日(金)	11月5日(土)	11月16日(月)	12月16日(水)
10月16日(金)	11月2日(月)	11月6日(火)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月17日(土)	11月2日(月)	11月6日(火)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月18日(日)	11月2日(月)	11月6日(火)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月19日(月)	11月4日(水)	11月9日(金)	11月18日(水)	12月18日(金)
10月20日(火)	11月4日(水)	11月9日(金)	11月18日(水)	12月18日(金)
10月21日(水)	11月5日(木)	11月10日(土)	11月19日(木)	12月19日(土)
10月22日(木)	11月8日(日)	11月11日(月)	11月20日(金)	12月20日(日)
10月23日(金)	11月9日(月)	11月12日(火)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月24日(土)	11月9日(月)	11月12日(火)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月25日(日)	11月9日(月)	11月12日(火)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月26日(月)	11月10日(火)	11月13日(水)	11月25日(金)	12月25日(金)
10月27日(火)	11月11日(水)	11月16日(月)	11月28日(月)	12月26日(土)
10月28日(水)	11月12日(木)	11月17日(火)	11月27日(金)	12月27日(日)
10月29日(木)	11月13日(金)	11月18日(水)	11月30日(月)	12月30日(水)
10月30日(金)	11月16日(月)	11月19日(木)	12月1日(火)	12月31日(木)
10月31日(土)	11月16日(月)	11月19日(木)	12月1日(火)	12月31日(木)

令和2年11月

15日 基準 (標準公示)	3選票日	開票中出 納切	7選票日	官能 補込	30日	発効
11月1日 (日)	11月16日 (月)	11月19日 (水)	11月19日 (水)	12月1日 (火)	12月31日 (水)	12月31日 (水)
11月2日 (月)	11月17日 (火)	11月20日 (金)	11月20日 (金)	12月2日 (水)	1月1日 (金)	1月1日 (金)
11月3日 (火)	11月18日 (水)	11月24日 (火)	11月24日 (火)	12月3日 (木)	1月2日 (土)	1月2日 (土)
11月4日 (水)	11月19日 (木)	11月25日 (水)	11月25日 (水)	12月4日 (金)	1月3日 (日)	1月3日 (日)
11月5日 (木)	11月20日 (金)	11月26日 (木)	11月26日 (木)	12月7日 (月)	1月6日 (水)	1月6日 (水)
11月6日 (金)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	1月7日 (木)	1月7日 (木)
11月7日 (土)	11月27日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	1月7日 (木)	1月7日 (木)
11月8日 (日)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	1月7日 (木)	1月7日 (木)
11月9日 (月)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	1月7日 (木)	1月7日 (木)
11月10日 (火)	11月25日 (水)	11月30日 (月)	11月30日 (月)	12月9日 (水)	1月8日 (金)	1月8日 (金)
11月11日 (水)	11月28日 (木)	12月1日 (火)	12月1日 (火)	12月10日 (木)	1月9日 (土)	1月9日 (土)
11月12日 (木)	11月27日 (金)	12月2日 (水)	12月2日 (水)	12月11日 (金)	1月10日 (日)	1月10日 (日)
11月13日 (金)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	1月13日 (水)	1月13日 (水)
11月14日 (土)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	1月13日 (水)	1月13日 (水)
11月15日 (日)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	1月13日 (水)	1月13日 (水)
11月16日 (月)	12月1日 (火)	12月4日 (金)	12月4日 (金)	12月15日 (火)	1月14日 (木)	1月14日 (木)
11月17日 (火)	12月2日 (水)	12月7日 (月)	12月7日 (月)	12月16日 (水)	1月15日 (金)	1月15日 (金)
11月18日 (水)	12月3日 (木)	12月8日 (火)	12月8日 (火)	12月17日 (木)	1月16日 (土)	1月16日 (土)
11月19日 (木)	12月4日 (金)	12月9日 (水)	12月9日 (水)	12月18日 (金)	1月17日 (日)	1月17日 (日)
11月20日 (金)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	1月20日 (水)	1月20日 (水)
11月21日 (土)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	1月20日 (水)	1月20日 (水)
11月22日 (日)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	1月20日 (水)	1月20日 (水)
11月23日 (月)	12月8日 (火)	12月11日 (金)	12月11日 (金)	12月22日 (火)	1月21日 (木)	1月21日 (木)
11月24日 (火)	12月9日 (水)	12月14日 (月)	12月14日 (月)	12月23日 (水)	1月22日 (金)	1月22日 (金)
11月25日 (水)	12月10日 (木)	12月15日 (金)	12月15日 (金)	12月24日 (木)	1月23日 (土)	1月23日 (土)
11月26日 (木)	12月11日 (金)	12月16日 (水)	12月16日 (水)	12月25日 (金)	1月24日 (日)	1月24日 (日)
11月27日 (金)	12月14日 (月)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	12月28日 (月)	1月27日 (水)	1月27日 (水)
11月28日 (土)	12月14日 (月)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	12月28日 (月)	1月27日 (水)	1月27日 (水)
11月29日 (日)	12月14日 (月)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	12月28日 (月)	1月27日 (水)	1月27日 (水)
11月30日 (月)	12月15日 (火)	12月18日 (金)	12月18日 (金)	1月4日 (月)	2月3日 (水)	2月3日 (水)

令和2年12月

15日 基準 (標準公示)	3選票日	開票中出 納切	7選票日	官能 補込	30日	発効
12月1日 (火)	12月16日 (水)	12月21日 (月)	12月21日 (月)	1月5日 (火)	2月4日 (木)	2月4日 (木)
12月2日 (水)	12月17日 (木)	12月22日 (火)	12月22日 (火)	1月6日 (水)	2月5日 (金)	2月5日 (金)
12月3日 (木)	12月18日 (金)	12月23日 (水)	12月23日 (水)	1月7日 (木)	2月6日 (土)	2月6日 (土)
12月4日 (金)	12月21日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	2月7日 (日)	2月7日 (日)
12月5日 (土)	12月21日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	2月7日 (日)	2月7日 (日)
12月6日 (日)	12月21日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	2月7日 (日)	2月7日 (日)
12月7日 (月)	12月22日 (火)	12月25日 (金)	12月25日 (金)	1月12日 (火)	2月11日 (木)	2月11日 (木)
12月8日 (火)	12月23日 (水)	12月28日 (月)	12月28日 (月)	1月12日 (火)	2月11日 (木)	2月11日 (木)
12月9日 (水)	12月24日 (木)	1月1日 (月)	1月1日 (月)	1月14日 (水)	2月13日 (土)	2月13日 (土)
12月10日 (木)	12月25日 (金)	1月5日 (火)	1月5日 (火)	1月15日 (金)	2月14日 (日)	2月14日 (日)
12月11日 (金)	12月28日 (月)	1月8日 (水)	1月8日 (水)	1月18日 (月)	2月17日 (水)	2月17日 (水)
12月12日 (土)	12月28日 (月)	1月8日 (水)	1月8日 (水)	1月18日 (月)	2月17日 (水)	2月17日 (水)
12月13日 (日)	12月28日 (月)	1月8日 (水)	1月8日 (水)	1月18日 (月)	2月17日 (水)	2月17日 (水)
12月14日 (月)	1月4日 (月)	1月7日 (水)	1月7日 (水)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月15日 (火)	1月4日 (月)	1月7日 (水)	1月7日 (水)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月16日 (水)	1月4日 (月)	1月7日 (水)	1月7日 (水)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月17日 (木)	1月4日 (月)	1月7日 (水)	1月7日 (水)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月18日 (金)	1月4日 (月)	1月7日 (水)	1月7日 (水)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月19日 (土)	1月4日 (月)	1月7日 (水)	1月7日 (水)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月20日 (日)	1月4日 (月)	1月7日 (水)	1月7日 (水)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	2月18日 (木)
12月21日 (月)	1月5日 (火)	1月8日 (木)	1月8日 (木)	1月20日 (水)	2月19日 (金)	2月19日 (金)
12月22日 (火)	1月6日 (水)	1月12日 (火)	1月12日 (火)	1月21日 (木)	2月20日 (土)	2月20日 (土)
12月23日 (水)	1月7日 (木)	1月13日 (水)	1月13日 (水)	1月22日 (金)	2月21日 (日)	2月21日 (日)
12月24日 (木)	1月8日 (金)	1月14日 (木)	1月14日 (木)	1月25日 (月)	2月24日 (水)	2月24日 (水)
12月25日 (金)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	2月25日 (木)
12月26日 (土)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	2月25日 (木)
12月27日 (日)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	2月25日 (木)
12月28日 (月)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	2月25日 (木)
12月29日 (火)	1月13日 (水)	1月16日 (水)	1月16日 (水)	1月27日 (火)	2月26日 (金)	2月26日 (金)
12月30日 (水)	1月14日 (木)	1月19日 (水)	1月19日 (水)	1月28日 (火)	2月27日 (土)	2月27日 (土)
12月31日 (木)	1月15日 (金)	1月20日 (木)	1月20日 (木)	2月1日 (月)	3月3日 (水)	3月3日 (水)

# 《鹿児島県の最低賃金》

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

## ★ 地域別最低賃金

地域	最低賃金	施行期	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	793円 [令和2年10月2日までは790円]	令和2年 10月3日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

## ★ 特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業	最低賃金	施行期	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	812円	令和元年 12月19日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鉗り取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車(新車)小売業	844円	令和元年 12月29日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	793円		左記の最低賃金は、令和2年度は改正がありません。 このため、令和2年10月3日から鹿児島県最低賃金793円以上の支払いが必要となります。

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。  
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)      ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)  
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金      ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

### 《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278  
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175  
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225  
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035  
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://isite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

令和2年度地域別最低賃金の審議・決定状況

目安 ランク	都道府県名	前年度 決定状況	改定 最低賃金額	引上げ額	目安	目安比較	効力発生 予定年月日
A	東京	1,013	1,013	—	—	±0	—
	神奈川	1,011	1,012	1		+1	10月1日
	大阪	964	964	—		±0	—
	愛知	926	927	1		+1	10月1日
	埼玉	926	928	2		+2	10月1日
	千葉	923	925	2		+2	10月1日
B	京都	909	909	—	—	±0	—
	兵庫	899	900	1		+1	10月1日
	静岡	885	885	—		±0	—
	滋賀	866	868	2		+2	10月1日
	茨城	849	851	2		+2	10月1日
	栃木	853	854	1		+1	10月1日
	広島	871	871	—		±0	—
	長野	848	849	1		+1	10月1日
	富山	848	849	1		+1	10月1日
	三重	873	874	1		+1	10月1日
	山梨	837	838	1		+1	10月8日
C	群馬	835	837	2	—	+2	10月3日
	岡山	833	834	1		+1	10月1日
	石川	832	833	1		+1	10月7日
	香川	818	820	2		+2	10月1日
	奈良	837	838	1		+1	10月1日
	宮城	824	825	1		+1	10月1日
	福岡	841	842	1		+1	10月1日
	山口	829	829	—		±0	—
	岐阜	851	852	1		+1	10月1日
	福井	829	830	1		+1	10月2日
	和歌山	830	831	1		+1	10月1日
	北海道	861	861	—		±0	—
	新潟	830	831	1		+1	10月1日
	徳島	793	796	3		+3	10月3日
D	福島	798	800	2	—	+2	10月2日
	大分	790	792	2		+2	10月1日
	山形	790	793	3		+3	10月3日
	愛媛	790	793	3		+3	10月3日
	島根	790	792	2		+2	10月1日
	鳥取	790	792	2		+2	10月2日
	熊本	790	793	3		+3	10月1日
	長崎	790	793	3		+3	10月3日
	高知	790	792	2		+2	10月3日
	岩手	790	793	3		+3	10月3日
	鹿児島	790	793	3		+3	10月3日
	佐賀	790	792	2		+2	10月2日
	青森	790	793	3		+3	10月3日
	秋田	790	792	2		+2	10月1日
	宮崎	790	793	3		+3	10月3日
	沖縄	790	792	2		+2	10月3日
全国加重平均額		901		-	-	-	-



この公表資料は当店ホームページに掲載しています。

ホームページアドレス <http://www3.boj.or.jp/kagoshima/>



2020年9月7日  
日本銀行鹿児島支店

## 鹿児島県金融経済概況

### 【概要】

鹿児島県の景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、厳しい状況にある。

すなわち、最終需要面をみると、個人消費は、総じて持ち直しの動きが続いているものの、そのペースは緩やかとなっている。観光は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況が続いている。住宅投資は、弱めの動きとなっている。公共投資は、増加している。

生産は、減少している。

企業部門の動向を短観（6月＜鹿児島・宮崎両県集計分＞）で見ると、景況感は、大幅に悪化した。設備投資は、高水準で推移している。

こうした企業動向を反映して、雇用・所得環境は、弱い動きとなっている。

### 【各論】

#### 1. 個人消費

百貨店・スーパー販売額は、前年を下回った。家電販売額は、前年を上回って推移している。乗用車新車登録台数（含む軽自動車）は、前年を下回って推移している。

#### 2. 観光

主要ホテル・旅館宿泊客数、主要観光施設入場者数とも、前年を下回って推移している。

### 3. 公共投資

公共工事請負金額は、前年を下回った。

### 4. 住宅投資

新設住宅着工戸数は、分譲を中心に前年を上回った。

### 5. 生産

鉱工業生産指数（季節調整済）は、窯業・土石製品、電気・情報通信機械を中心に前月を下回った。

### 6. 雇用・所得環境

有効求人倍率（季節調整済）は、低下した。

現金給与総額は、前年を上回った。

常用労働者数は、前年を下回って推移している。

### 7. 物価

消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は、前年を上回った。

### 8. 金融面

預金、貸出金とも、前年を上回って推移している。

貸出約定平均金利は、緩やかな低下が続いている。

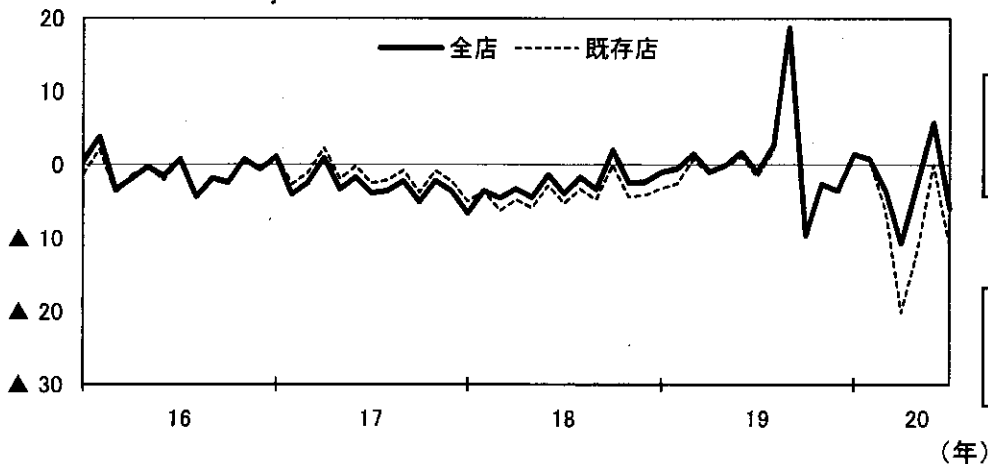
企業倒産件数は、低水準で推移している。

以 上

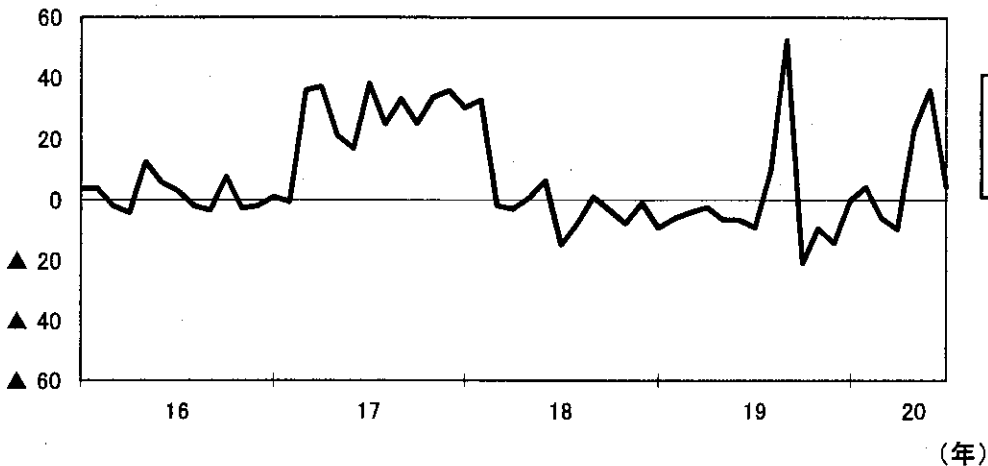
# 鹿児島県主要金融経済指標

pは速報値  
rは修正値

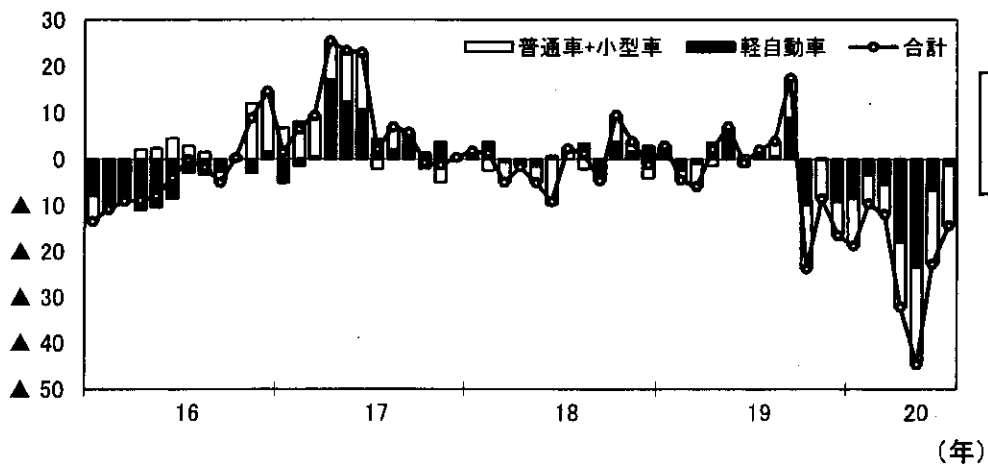
(図表1)百貨店・スーパー販売額<前年比、%>



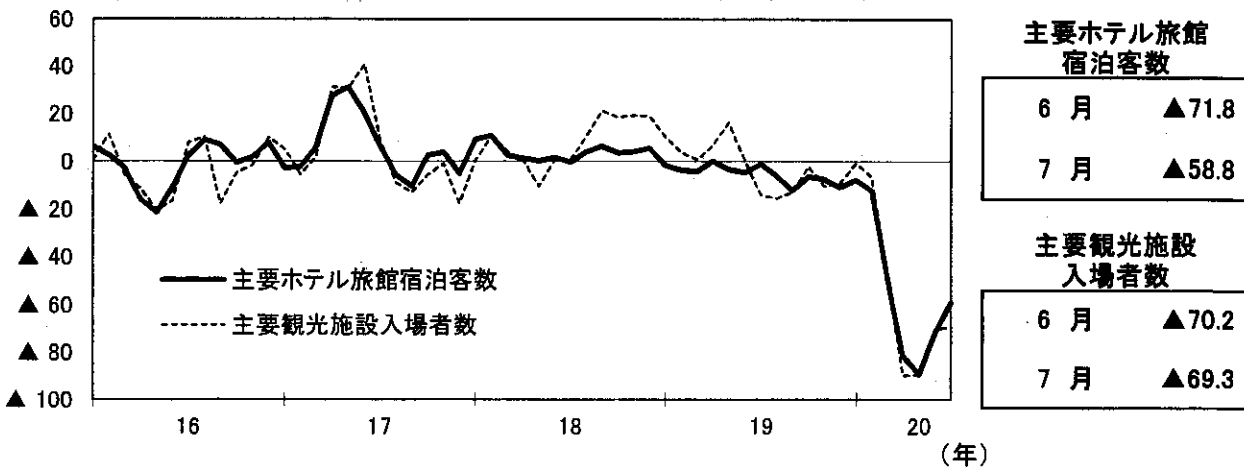
(図表2)家電大型専門店販売額<前年比、%>



(図表3)乗用車新車登録台数<前年比、寄与度、%>

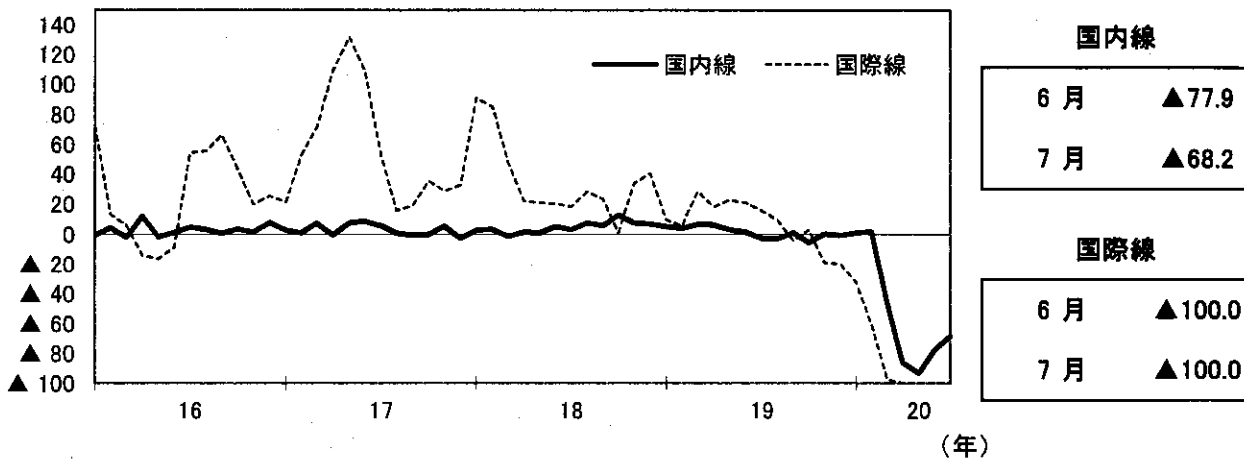


(図表4) 主要ホテル旅館宿泊客数・主要観光施設入場者数<前年比、%>



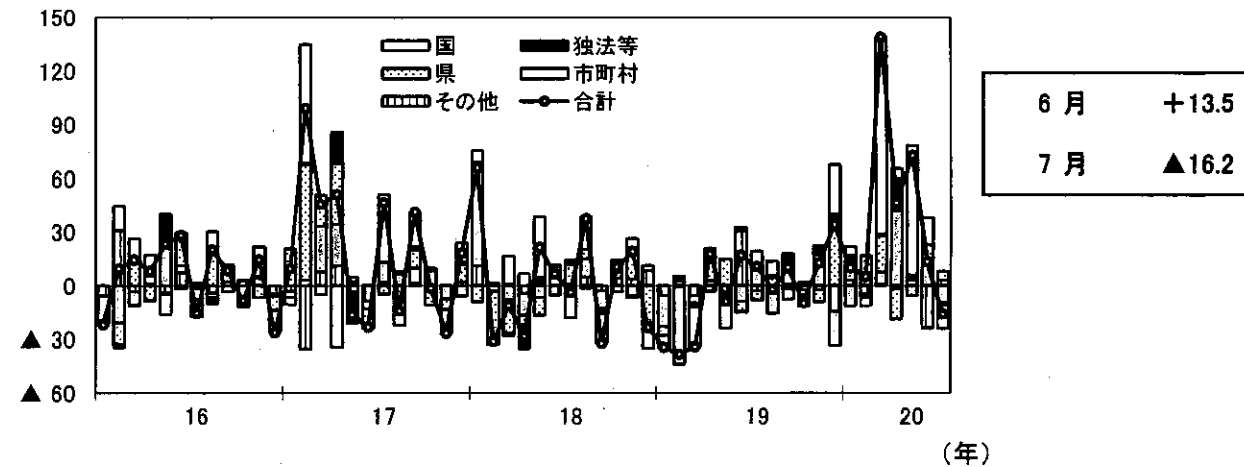
(出所) 鹿児島県

(図表5) 鹿児島空港乗降客数<前年比、%>



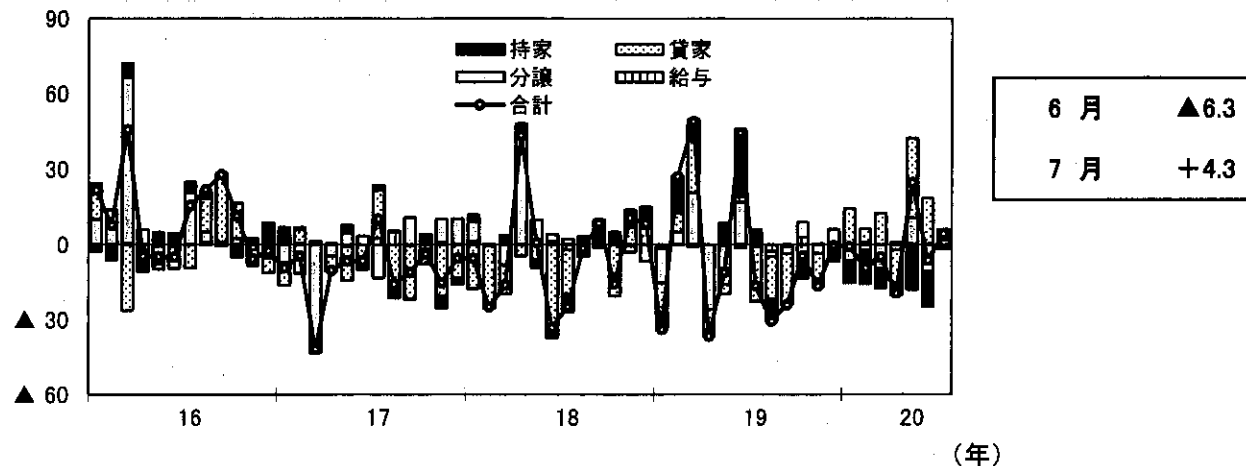
(出所) 鹿児島空港事務所

(図表6) 公共工事請負金額<前年比、寄与度、%>

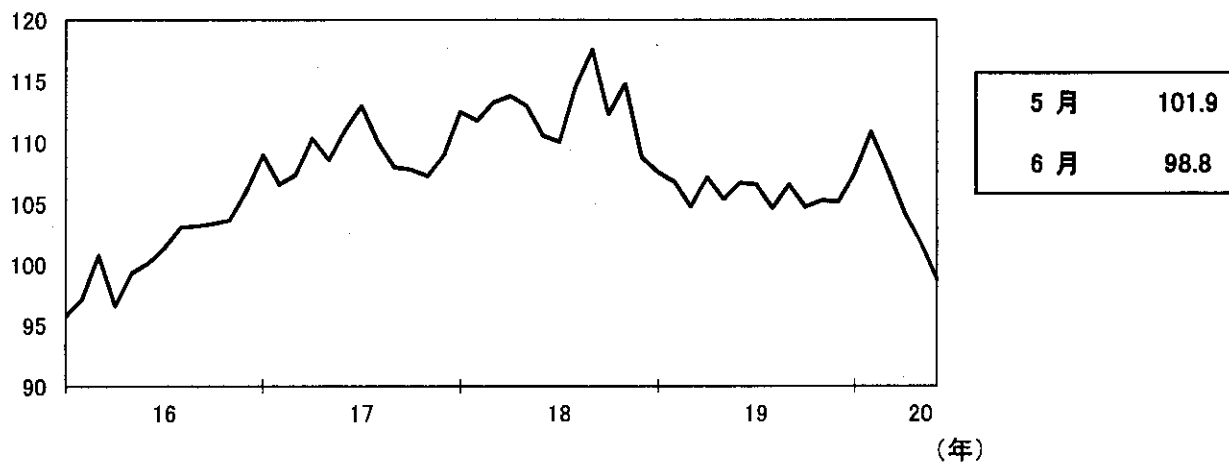


(出所) 西日本建設業保証鹿児島支店

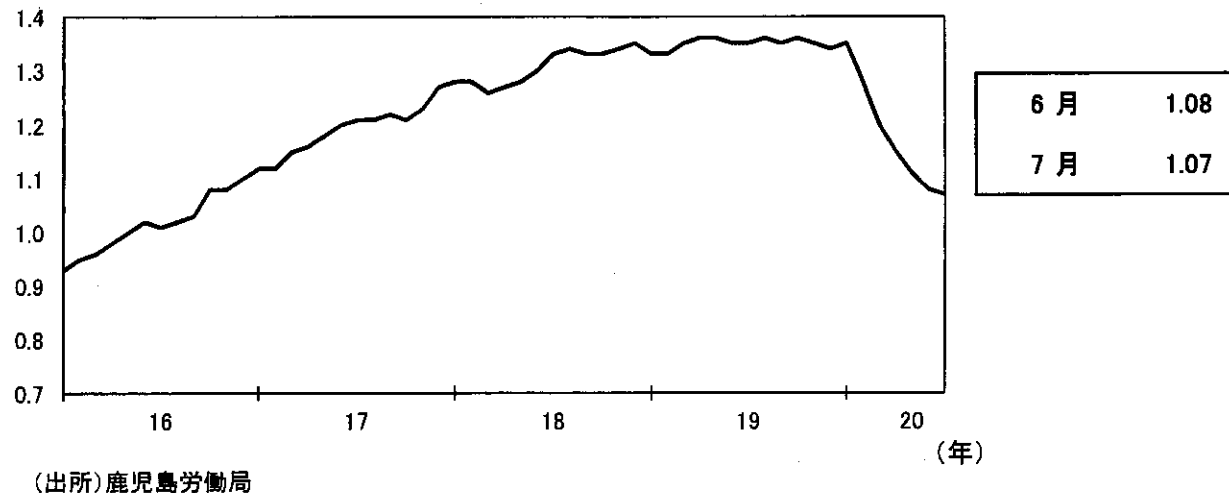
(図表7)新設住宅着工戸数<前年比、寄与度、%>



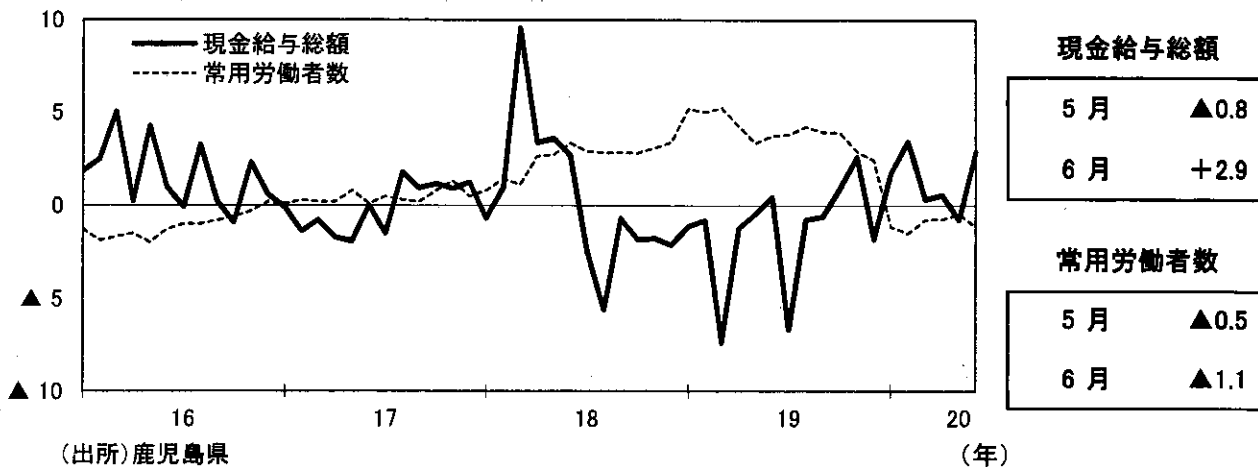
(図表8)鉱工業生産指数<季調済、15年=100>



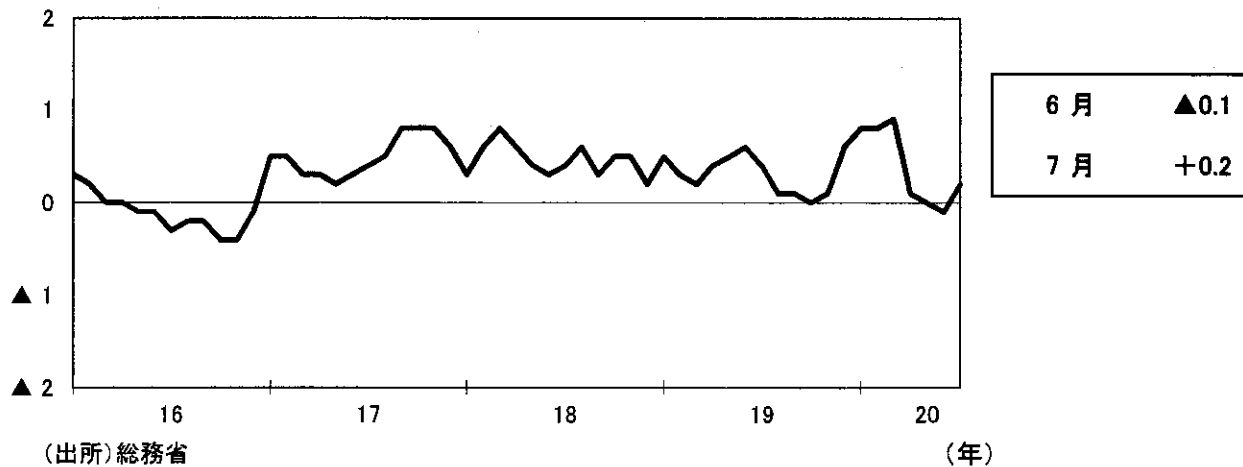
(図表9)有効求人倍率<季調済、倍>



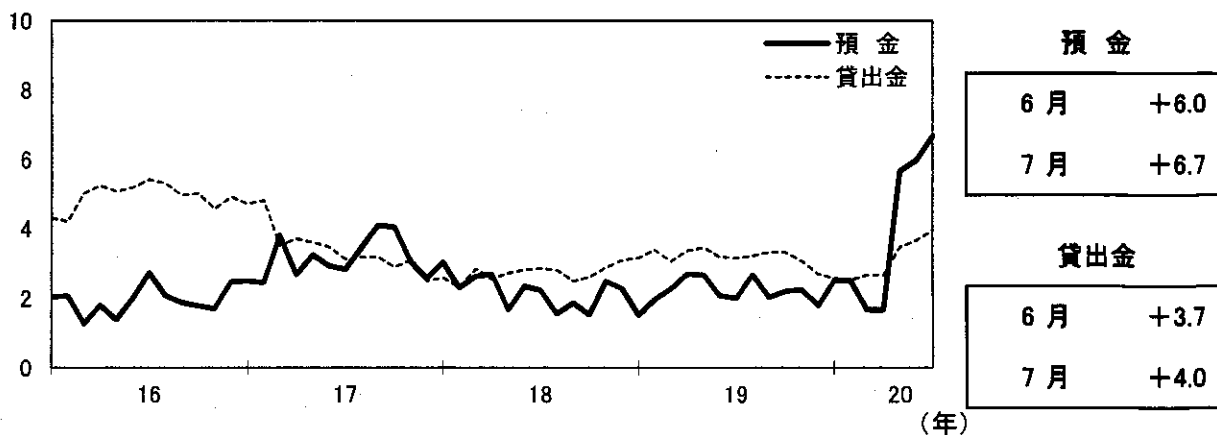
(図表10) 毎月勤労統計<事業所規模5人以上、前年比、%>



(図表11) 消費者物価指数<鹿児島市、生鮮食品を除く総合、前年比、%>

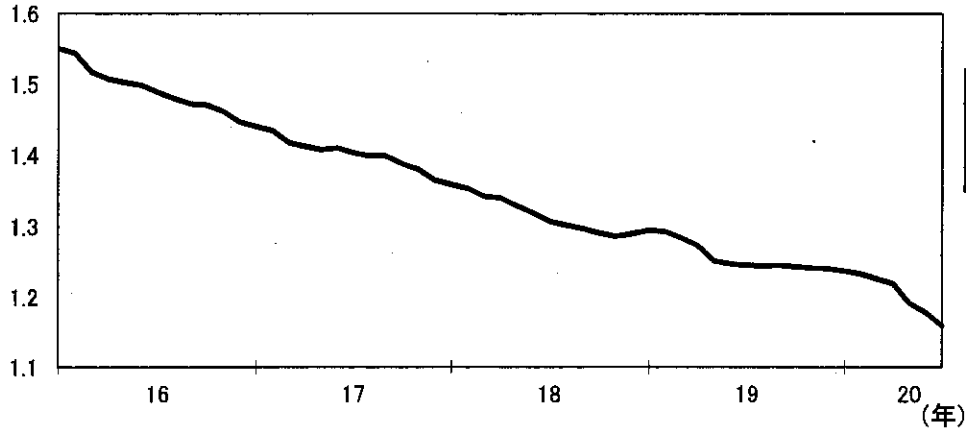


(図表12) 預金・貸出金<末残、前年比、%>



(注) 集計対象は、県内金融機関(都市銀行、信託銀行、地方銀行、地方銀行Ⅱ、信用金庫、信用組合、商工中金)。

(図表13)貸出約定平均金利(ストック総合、%)

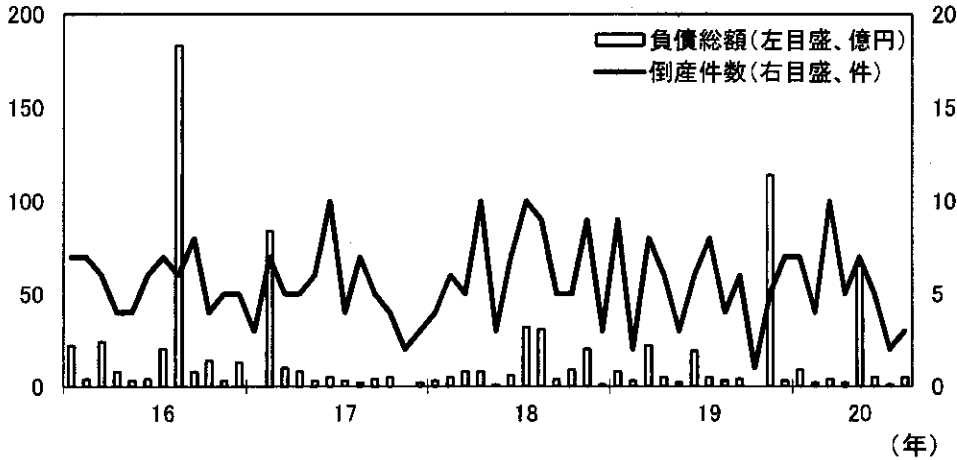


6月	1.178
7月	1.159

(出所)日本銀行鹿児島支店

(注)月末時点の値を記載。集計対象は、鹿児島県の地元金融機関(日本銀行鹿児島支店の当座預金取引先5行庫、県外店舗を含む)。

(図表14)企業倒産件数・負債総額<件、億円>



倒産件数(件)	
7月	2
8月	3

負債総額(億円)	
7月	1
8月	5

(出所)東京商工リサーチ鹿児島支店



Kagoshima Bank

# News Release

2020年9月30日

## 県内景況

株式会社 鹿児島銀行  
株式会社 九州経済研究所

最近の県内景況は、生産活動や投資関連がやや弱含み、雇用情勢が弱含んでいるほか、消費関連が低調、観光関連が底ばいとなっており、全体として極めて弱い動きが続いている。

生産活動は、6月の鉱工業生産指数が3か月連続で前年を下回った。電子部品関連は、スマホや5G関連は堅調であるが、米中対立の影響などから、先行き不透明感が強い。食品関連では、畜産が一部で持ち直している。個人消費関連は新型コロナウイルス感染症の影響などにより低調に推移している。投資関連では、新設住宅着工戸数は前年を上回ったものの、公共工事請負金額、民間建築工事費予定額は前年を下回った。主要ホテル・旅館宿泊客数は、新型コロナウイルス感染症の影響で、鹿児島・霧島・指宿の3地区合計で、16か月連続で前年を下回った。主要観光施設入場者数は、全ての調査対象施設で前年を下回った。

### 【生産活動】… やや弱含み

電子部品関連は、スマホや5G関連は堅調であるが、米中対立の影響などから、先行き不透明感が強い。

7月の焼酎生産は2か月連続で前年を下回り、出荷量は10か月連続で前年を下回った。

6月のかつお節生産は、3か月連続で前年を下回った。

8月の生コン生産（出荷量）は、民間工事向けが前年を下回ったものの、公共工事向けが前年を上回り、全体では1.1%増と4か月ぶりに前年を上回った。

8月の紙パルプ生産は、2か月連続で前年を下回った。

木材関係は、製品相場がスギ、ヒノキともに前年並みとなった。

はじめよう、あだらしいコト。  
鹿児島銀行



### 【畜産関連】… 一部で持ち直し

8月の子牛の出荷頭数はほぼ前年並みで、価格は前年を下回った。8月の肉用牛（和牛）の枝肉価格は去勢A4、A3ともに前年を下回った。7月の枝肉生産量は前年を上回った。

8月の豚肉相場は前年を上回った。7月の枝肉生産量はほぼ前年並みとなった。

8月のブロイラー相場は、もも肉、むね肉ともに前年を上回った。8月の処理羽数は前年を上回った。

8月の鶏卵相場は前年を下回った。

### 【消費関連】… 低調

7月の百貨店・スーパー販売は、飲食料品がほぼ前年並みで、衣料品が前年を下回り、全体では2か月ぶりに前年を下回った。7月の専門量販店販売額は家電大型専門店、ドラッグストアは前年を上回り、コンビニエンスストアは前年を下回った。足もとでは底打ち感がみられるものの、全体的に弱い動きが続いている。

8月の乗用車新車販売台数は、11か月連続で前年を下回った。車種別にみると、普通車は27.5%減、小型車が11.8%減となった。

8月の軽自動車は11か月連続で前年を下回った。

### 【観光関連】… 底ばい

8月の主要ホテル・旅館宿泊客数(鹿児島・霧島・指宿地区)は、新型コロナウイルス感染症の影響で、全ての地区からの入り込みや、個人、団体客ともに落ち込み、16か月連続で前年を下回った。鹿児島地区は全ての地区からの入り込みや、個人、団体客ともに落ち込んだことなどにより、10か月連続で前年を下回った。霧島地区は全ての地区からの入り込みや、個人、団体客ともに落ち込んだことなどにより、14か月連続で前年を下回った。指宿地区は全ての地区からの入り込みや、個人、団体客ともに落ち込んだことなどにより、20か月連続で前年を下回った。

種子島・屋久島地区は個人、団体客ともに減少し、6か月連続で前年を下回った。

8月の主要観光施設入場者数は、全ての調査対象施設で前年を下回った。

はじめよう、あたらしいコト。

**鹿児島銀行**

**【投資関連】… やや弱含み**

8月の公共工事は、件数は前年を上回り、請負金額は前年を下回った。7月の民間建築工事着工は、棟数、床面積、工事費予定額のいずれも前年を下回った。7月の新設住宅着工戸数は、持家は前年を下回ったものの、貸家、分譲が前年を上回り、全体で4.3%増と2か月ぶりに前年を上回った。新設住宅着工戸数の合計の3か月移動平均は前年を上回り、5.3%増となった。

7月の主要建設資材卸売業者の売り上げは、4か月ぶりに前年を下回った。

**【貿易関連】… 輸出額は前年を上回った一方、輸入額は前年を下回った**

7月の輸出額は食料品及び動物、パルプ及び古紙が前年を下回ったものの、ゴムタイヤ及びチューブ、再輸出品が前年を上回り、全体で174.6%増と3か月連続で前年を上回った。輸入額は、原油及び粗油、穀物及び同調製品が前年を下回り、全体で44.6%減と5か月連続で前年を下回った。

**【雇用情勢】… 弱含み**

7月の有効求人倍率は前月を0.01ポイント下回る1.07倍となった。

**【金融情勢】… 貸出金残高は前年を上回った**

7月の県内金融機関の貸出金残高は前年を4.0%上回った。

**【企業倒産】… 倒産件数は前年を下回った**

8月の企業倒産（負債額1,000万円以上）は、件数が3件で前年同月（4件）を下回り、負債総額は5億63百万円で前年同月（3億3百万円）を上回った。

以上

【本件に関するお問い合わせ】 ㈱九州経済研究所（Tel 099-225-7491）